

茨城県特別栽培農産物認証制度のお知らせ

茨城県特別栽培農産物認証制度とは、化学肥料や化学合成農薬を削減するなど一定の条件を満たして生産された農産物を『特別栽培農産物』として茨城県が認証する制度です。

この制度によって、茨城県産農産物に対する消費者の信頼を高めるとともに、より安全で安心な農産物や環境にやさしい農産物を求める消費者ニーズに対応した農業生産の拡大と流通の適正化を図ります。取手市では、この特別栽培農産物の認証を受けた水稲について、米生産調整達成者に対して10アールあたり10,000円の補助金を交付しています。

【お問い合わせ先】 取手市役所 農政課
☎74-2141 (代) 内線2111



水田営農実施計画書は必ず提出してください

2月下旬に、取手市農業再生協議会より、令和6年度の水田営農実施計画書が、農業者の皆様へ送付されます。

この計画書は、各農業者の水田活用方法を確認すると共に、米生産数量目標を把握するうえで非常に重要となりますので、休耕や他の農業者に委託している場合もその旨を記載して、必ず提出していただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 取手市役所 農政課
☎74-2141 (代) 内線2111



農業者年金に加入しよう

新農業者年金は、加入者数や受給者数に左右されず、又、現役の加入者の保険料に依存しない積立方式です。老後の生活の安定のため、新農業者年金への加入をお勧めします。

加入要件は…

1. 年齢要件…60歳未満
※令和4年5月から、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できるようになりました。
2. 国民年金の要件…第1号被保険者
(但し、保険料免除者でないこと)
3. 農業上の要件…年間60日以上、農業に従事する者
以上、3つの要件を満たせば誰でも加入することができます。
詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。



安全な機械操作を



毎年、トラクター・コンバイン・田植機などで、農作業中の事故が起っています。

農地の管理や、田植えなどに向けての機械作業が増えてきますので、十分気を付けましょう。

全国農業新聞

購読料 月700円

農業者の目線にあった分かりやすい紙面・週刊紙として、タイムリーなテーマを踏まえた記事を中心に、経営や暮らしに役立つ情報を提供します。
◇発行日 毎週金曜日 ◇発行 全国農業会議所
◇申込先 農業委員会事務局